

内部通報規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人スマイルベースこどもみらい創造ラボ(以下「当法人」という。)における不正行為の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに当法人に対する社会的信頼を確保するため、内部通報制度(以下「ヘルプライン」という。)を設け、その運営方法及び必要な事項を定めることを目的とする。

2 本規程は、「公益通報者保護法」を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドラインに基づき、適切な内部通報制度を整備・運用することを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程は、当法人の役員及び職員、臨時職員、契約職員、パートタイム職員、派遣労働者その他当法人に勤務するすべての者(以下「役職員」という。)に適用する。

(通報等)

第3条 当法人又は役職員の不正行為として別表に掲げる事項(以下「申告事項」という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員(当法人の事業に関係する協力者を含む。)は、ヘルプラインに対し通報、申告又は相談(以下「通報等」という。)を行うことができる。

2 通報者、調査協力者その他通報等に積極的に関与した者(以下「通報者等」という。)は、本規程に基づき保護される。

3 申告事項を知った役職員は、本規程に基づき積極的に通報等を行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 通報等は、次のヘルプライン窓口担当者に対し、電話、電子メール、書面又は面談により行うことができる。

(1)コンプライアンス担当理事

(2)理事長

(3)コンプライアンス担当者

2 守秘義務に関する契約や規程は、本規程に基づく適正な通報等を妨げるものではない。

(ヘルプライン窓口での対応)

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項について受け付け、第6条及び第7条に従い対応を行う。

2 ヘルプライン窓口は、通報等を受けた日から20日以内に、調査を行う旨又は調査を行わない正当な理由を示した通知を通報者に行う。ただし、匿名通報や通報者が通知を希望しない場合はこの限りでない。

(公正公平な調査)

第6条 ヘルプライン窓口担当者は、通報者特定情報(通報者を特定できる情報)を除いた内容を直ちにコンプライアンス担当理事に報告する。

2 調査は公正かつ公平に行うものとする。

3 役職員は、正当な理由がない限り調査に協力しなければならない。

4 通報者特定情報の開示範囲については、調査担当者と通報者の合意に基づき決定し、必要に応じて見直す。ただし匿名通報等で協議が困難な場合はこの限りでない。

(調査結果の通知)

第7条 調査担当部署は、調査が完了した場合、速やかにその結果をヘルプライン窓口担当者、コンプライアンス担当理事及び理事長に報告する。

2 ヘルプライン窓口は、可能な限り速やかに通報者に対し調査結果の概要を通知する。ただし通知が困難な場合はこの限りでない。

3 個人情報の取り扱いはプライバシー保護に十分配慮するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第8条 コンプライアンス担当理事は、調査結果において不正行為の存在が認められた場合、速やかにコンプライアンス担当者に報告し、事実関係の詳細調査、不正行為の中止命令、懲戒処分、刑事告発、再発防止策の策定等、必要な措置を講じる。

(通報者等への不利益取扱いの禁止)

第9条 当法人は、通報者等に対して、解雇、降格、減給、差別その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 不利益取扱いが行われた場合、速やかに調査し、必要な是正措置を講じるものとする。

3 当法人の内部通報制度は、公益通報者保護法及び前条に基づき、通報者等の権利保護を確実に担保するものである。

(秘密保持)

第10条 通報等に関する情報、通報者特定情報、調査内容等は、調査及び対応に必要な範囲を除き、秘密として厳重に管理する。

(虚偽通報)

第11条 故意に虚偽の通報を行った者については、就業規則その他の規程に基づき必要な措置を講じることができる。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、社員総会の決議による。

附則

この規程は、2025年9月11日から施行する。